

令和7年第2回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年6月3日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第28号 五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第29号 町道の廃止について
- 第 6 議案第30号 町道路線の変更について
- 第 7 議案第31号 町道の認定について
- 第 8 議案第32号 財産の取得について
(五霞町立小中学校学習用タブレット端末等購入)
- 第 9 議案第33号 令和7年度五霞町一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第34号 令和7年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 報告第 1号 令和6年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
- 第12 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	猿 橋 正 男 君	2番	小野寺 宗一郎 君
3番	黛 丈 夫 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	土信田 法 男 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦略課長	古 郡 健 司 君	会計管理者兼 町民税務課長	堀 山 康 行 君
健康福祉課長	吉 岡 雅 子 君	こども未来課長	山 下 仁 司 君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	山 田 浩 君	特定プロジェクト 推進課長	大 橋 勝 君
建設水道課長	園 田 和 則 君	教 育 次 長	荒 井 富美子 君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦略課主任	尾 白 拓 也 君
----------------	-----------

事務局職員出席者

事 務 局 長	曾 根 正 明	書 記	高 島 悠 仁
		書 記	伊 藤 弘 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（植竹美智雄君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第2回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今年も早いもので、1年の半分に当たる6月に入りました。これから梅雨入りとなり、雨が降る日が多くなるこの時期は、農作物にとっては恵みの雨であり、また地域の水源を潤す大切な時期でもあります。

しかしながら、近年では、線状降水帯の発生や異常気象により、これまでの想定よりはるかに超える大雨となるため、災害が発生するリスクが高まることから、一人一人が日頃から十分な備えを行っていく必要があると考えます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本定例会には、財産の取得、条例の一部改正、各会計補正予算、報告事項などが議案として提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会開催に当たり、去る5月21日午後1時30分から議会運営委員会が開催され、別紙、令和7年第2回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（植竹美智雄君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（植竹美智雄君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（知久清志君）皆様、改めましておはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和7年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜り誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、条例の一部改正が1件、町道の廃止、路線の変更及び認定が計3件、財産の取得についてが1件、予算の補正が2件、一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告が1件の合計8件を御提案させていただいているところでございます。詳細につきましては、御手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（植竹美智雄君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による本日の議事日程は、御手元に配付いたしました令和7年第2回五霞町議会定例会議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植竹美智雄君）日程第1、会議、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、1 番 猿橋正男君、10 番 樋下周一郎君の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（植竹美智雄君）日程第 2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日 3 日から 10 日までの 8 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 6 月 3 日から 6 月 10 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（植竹美智雄君）日程第 3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の監査結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

続きまして、地方自治法第 121 条の規定による本日の議案説明等は、御手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

傍聴の皆様をお願い申し上げます。

本日の会議は、役場庁舎内への映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。

また、携帯電話お持ちの方は音が出ないように設定の切替えをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第 28 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）これより議事に入ります。

初めに、日程第 4、議案第 28 号 五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（知久清志君）議案第 28 号について御提案申し上げます。

議案書 1 ページをお開きください。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）の規定に基づき、町の基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することに伴い、五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されております。詳細につきましては、常任委員会で御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 28 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 29 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 5、議案第 29 号 町道の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 29 号について御提案申し上げます。

議案書 15 ページをお開き願います。

今回、廃止をお願いする町道は、江川、幸主及び冬木地内の町道 2030 号線、町道 2160 号線、町道 2162 号線、町道 2178 号線、町道 2179 号線の 5 路線です。

本定例会には、常任委員会が予定されております。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 29 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 30 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 6、議案第 30 号 町道路線の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（知久清志君）議案第 30 号について御提案申し上げます。

議案書 19 ページをお開き願います。

今回の路線の変更をお願いする町道は、江川及び幸主地内の町道 53 号線、1 路線です。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 30 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会
議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 31 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 7、議案第 31 号 町道の認定についてを議題といたし
ます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 31 号について御提案申し上げます。

議案書 24 ページをお開き願います。

今回、認定をお願いする町道は、江川、幸主及び冬木地内の町道 2030 号線、町道 2160 号線、
町道 2162 号線、町道 2178 号線、町道 2179 号線及び町道 3491 号線の 6 路線です。

本定例会には、常任委員会が予定されております。詳細につきましては常任委員会において
御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 31 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会
議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 8、議案第 32 号 財産の取得について（五霞町立小中
学校学習用タブレット端末等購入）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 32 号について御提案申し上げます。

議案書 28 ページをお開き願います。

文部科学省のが提唱する GIGA スクール構想により導入されました五霞町立小中学校児童生徒
の学習用タブレット端末等が 5 年を経過したことから、新たに 1 人 1 台の学習用タブレット端
末等を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第 3 条
の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、教育次長の補足説明をお願いします。

教育次長。

○教育次長（荒井富美子君）それでは、議案第 32 号について御説明いたします。

議案書 28 ページをお開き願います。

文部科学省では、GIGA スクール構想第 2 期として、第 1 期で購入した 1 人 1 台の学習用タブレット端末の更新を進めております。

町では、この学習用タブレット端末の更新をするため、茨城県が実施した共同調達に参加いたしました。共同調達において選定された企業と、学習用タブレット端末等の購入について仮契約を締結しましたので、議決をお願いするものです。

契約の目的は、五霞町立小中学校学習用タブレット端末機器購入です。

契約の方法は随意契約によるものです。

契約の金額は、消費税を含めまして、3,057 万 8,000 円でございます。

契約の相手方は、茨城県つくば市春日 2 丁目 26 番 3 号、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部茨城支社 公共文教営業部 部長 杉山繁和です。

なお、納入期限は、令和 7 年 12 月 26 日までです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 32 号財産の取得について（五霞町立小中学校学習用タブレット端末等購入）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号・議案第 34 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。

日程第 9、議案第 33 号 令和 7 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）及び日程第 10、議案第 34 号 令和 7 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号及び議案第 34 号を一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 33 号及び議案第 34 号について一括して御提案申し上げます。

議案書 30 ページをお開き願います。

初めに、議案第 33 号 令和 7 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 8,453 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 64 億 4,453 万 6,000 円とするものです。

議案書 43 ページをお開き願います。

次に、議案第 34 号 令和 7 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 44 万円を追加し、総額をそれぞれ 8 億 4,644 万円とするものです。

これら各会計の補正予算については、本定例会には常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 33 号及び議案第 34 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号及び議案第 34 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 11、報告第 1 号 令和 6 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から報告を願います。

町長。

○町長（知久清志君）報告第 1 号について、御報告申し上げます。

議案書 51 ページをお開き願います。

令和 6 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令昭和 22 年政令第 16 号第 146 条第 2 項の規定に基づき、御報告申し上げます。

繰越した事業は 5 事業、金額は 1 億 1,583 万 6,000 円となります。

詳細については、担当課長から説明させます。

よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

はい。

○総務課長（鳩貝浩之君）それでは、報告第 1 号について御説明申し上げます。

議案書 51 ページをお願いいたします。

令和 6 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

2 款総務費、事業名 デジタル推進事業、翌年度繰越額は 1,288 万 1,000 円。こちらにつきましては、戸籍情報システム標準化移行業務について、移行スケジュールの延伸により委託料の全額を繰越したものでございます。なお、財源については、全額国庫支出金でございます。

次に、3 款民生費、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業、2,392 万 5,000 円でございます。こちらにつきましては、給付に必要なシステム改修が令和 6 年度末までの期間を要したことから、給付に要する事務費及び扶助費をそれぞれ繰越したものでございます。こちらも、全額国庫支出金でございます。

次に、8 款土木費、町道維持管理事業 90 万円でございます。こちらは、橋梁点検業務の実施に当たりまして、河川管理者との調整に時間を要したため、年度内に実施ができなかったことから、業務委託料の全額を繰越したものでございます。財源については、国庫支出金及び一般財源となります。

同じく、適正土地利用推進事業、6,813 万円。このうち、510 万円につきましては、複合庁舎建設予定地周辺地域に係る調査等の影響によりまして、業務が完了しなかったことから、業務委託料の全額を繰越したものでございます。また、6,813 万円のうち、6,303 万円につきましては、五霞インター周辺整備について、農林協議、整備手法の決定まで至らなかったということで、業務委託料の一部を繰越したものでございます。財源につきましては、全額一般財源でございます。

最後に、PPP・PFI 推進事業 1,000 万円でございますが、町有財産有効活用検討業務の発注が延伸となったため、業務委託料を全額繰越しをしたものでございます。財源については、全額一般財源となります。

以上のとおり御報告いたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第 1 号について、報告のとおりといたします。

◎休会の件

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 12、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6 月 4 日及び 6 月 5 日は本会議を休会したいと思います。この件に関し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、6 月 4 日及び 6 月 5 日は本会議を休会いたします。

次の本会議は、6 月 6 日午前 10 時から開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（植竹美智雄君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前 10 時 23 分

